

金融庁告示第 号

次に掲げる告示は、平成二十年二月二十九日限り廃止する。

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

- 一 平成十四年金融庁告示第七十七号
- 二 平成十四年金融庁告示第七十九号
- 三 平成十四年金融庁告示第八十号